

波路・東波路地区土砂災害「防災マップ」 平成22年3月 宮津市

ホームページに防災情報を掲載しています。
 宮津市 <http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>
 京都府 <http://www.pref.kyoto.jp/104.html>

土砂災害防止法による 区域の指定(京都府)

土砂災害特別警戒区域 (レッド区域)

土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある区域

土砂災害警戒区域 (イエロー区域)

土砂災害が発生した場合、土砂の影響を受けるものの、建物の損壊まで至らないと思われる区域

特に、特別警戒区域(レッド区域)にお住まいの皆さんは、その危険性を自覚いただき、早めに避難いただくことが重要です。



区域指定図(予定)

【最寄の
避難場所】
市民体育館
25-1630
城東会館
22-1441
宮津小学校
22-3295

土砂災害の前兆現象

- がけ崩れ**
 斜面の途中から水が噴き出す
 (地中の水が新たに水道をつくったか、普段は流れない水道に水が流れ始めた)
 普段から流れている湧水の量が、急に増えたり、急に止まる。
 (水道が大きくなるか、逆にふさがった)
 小石が「ばらばら」と落ちる。
 (土の粘性が弱くなっている)
 樹木が揺れたり、倒れたりする。
 (がけの上部で、地面が動いている)
 地鳴りや山鳴りがする。
 (地中や山の奥で山崩れなどの異常が発生している)
- 土石流**
 谷川の水が濁る。流木が混ざる。
 (上流で山が崩れ、その土砂で水が濁り、立木や流木が巻き込まれている)
 谷川の水が急に少なくなる。
 (上流で山崩れが起こり、一時的に水をせき止めている。次は、一気に流れ出す可能性が高く、極めて危険)
 遠雷のような音がする。地鳴りや山鳴りがする。
 (岩がぶつかったり、木が折れたり、斜面が崩れたときの音がする)
 こげたような異様なにおいがする。
 (石と石が衝突して火花を発生し、こげたようなにおいがする)

異常、危険な状況を見つけたら、すぐに市役所(建設室)及び自治会長に連絡するとともに、「隣近所で声を掛け合って」避難してください。こうしたときや市のパトロールで異常を見つけたとき、または災害が発生したときには、市が地域を特定して「避難指示」を発令します。

防災サイレン信号

①土砂災害危険情報による「避難勧告」
 ○土砂災害が発生するような危険な降雨状況になると予想される時
 (市内全域)

サイレンの意味「土砂災害危険区域内及びその付近にお住まいの方は避難してください」
※上に書いてある区域以外にお住まいの方は、特に避難する必要はありません。
 ※自宅が、土砂災害危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流)に当たっていないかを、このマップで確認してください。

②津波警報による「避難指示」
 ○「津波警報」が発表されたとき
 (市内全域)

サイレンの意味「すぐに近くの高台が鉄筋コンクリート建物の2階以上に避難してください」
※すみやかに避難できる場所(高台)なども、あらかじめ各自自治会で十分相談しておいてください。

③大手川増水情報
 ○大手川の京口観測所で、警戒水位(1.5m)に達し、特別警戒水位(2.0m)を超えるおそれのあるとき
 (宮津・上宮津地区)

サイレンの意味「避難に備えてください。危険な方は早めに自主避難をしてください」
※宮津・上宮津地区の大手川以外の河川でも氾濫のおそれがあるものととらえてください。
 ※平屋建てで床上浸水危険のある方や、高齢、障害等で身動きのとりにくい方は、早めの自主避難を心がけ、近所で助け合ってください。
 ※道路が冠水してからの避難は、側溝や水路、河川との境がわからなくなるため大変危険です。冠水、浸水してからの避難は、自宅が隣近所の2階へ避難してください。

土砂災害危険に対する避難の基準

		警戒区域 (イエロー区域)			特別警戒区域 (レッド区域)		
		自主	勧告	指示	自主	勧告	指示
気象 予報・警 報等	台風の接近など気象情報から総合的に判断し、必要と認められたとき						
	大雨洪水警報の発表 (ただし、24時間累積雨量が80ミリを超えたとき)						
府監視シ ステムの 判定	レベル1(2時間先に危険ラインを超える予測)						
	レベル2(1時間先に危険ラインを超える予測)						
	レベル3(実測で危険ラインを超えた)						
現地異常	特定現地での異常の覚知[住民覚知]						
	特定現地での異常の覚知[状況調査による市の危険レベルとの判断] 人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき						
	災害の前兆現象などの状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断したとき 土砂災害が発生したとき						

自主避難・・・一定の状況を踏まえて、避難準備対応も含めて、早めの避難を呼び掛ける場合
 避難勧告・・・危険が迫っているとして、強く避難を促す場合
 避難指示・・・実際に災害が発生又は前兆があるなど、強制的に避難を指示する場合

問い合わせ
 区域指定に関すること
 ・京都府土木建築部砂防室 ☎075-414-5318
 ・京都府丹後土木事務所 ☎22-7986
 警戒避難体制に関すること
 ・宮津市総務室消防防災係 ☎22-2121(代)